

# 行政改革に関する特別委員会

## 委員一覧 (35名)

委員長	尾辻	秀久	(自民)	小池	正勝	(自民)	鈴木	寛	(民主)
理事	佐藤	昭郎	(自民)	後藤	博子	(自民)	内藤	正光	(民主)
理事	藤野	公孝	(自民)	関口	昌一	(自民)	峰崎	直樹	(民主)
理事	保坂	三蔵	(自民)	田浦	直	(自民)	柳澤	光美	(民主)
理事	小川	敏夫	(民主)	中川	雅治	(自民)	若林	秀樹	(民主)
理事	大塚	耕平	(民主)	二之湯	智	(自民)	澤	雄二	(公明)
理事	直嶋	正行	(民主)	野村	哲郎	(自民)	浜田	昌良	(公明)
理事	風間	昶	(公明)	南野	知恵子	(自民)	山下	栄一	(公明)
	秋元	司	(自民)	浅尾	慶一郎	(民主)	大門	実紀史	(共産)
	大野	つや子	(自民)	加藤	敏幸	(民主)	近藤	正道	(社民)
	加治屋	義人	(自民)	神本	美恵子	(民主)	荒井	広幸	(国日)
	川口	順子	(自民)	主濱	了	(民主)			(18. 4. 19 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類181件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**行政改革関連5法律案** 国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠となっている。このため、政府は、簡素で効率的な政府の実現を喫緊かつ最重要課題の一つとして位置付け、平成17年12月24日に行政改革の重要方針を閣議決定するとともに、これを着実に実施するため、**簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案**を国会に提出した。本法律案は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、国の資産及び債務に関する改革等の重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案**は、剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、設立の登記をすることにより法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人の制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について定めようとするものである。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設しようとするものである。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手續、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、基本理念に、競争の導入による公共サービスの改革は、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って」行う旨の文言を加える修正が行われた。

委員会においては、4月24日、5法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣の出席を求めて2回の総括質疑及び「行財政改革の核心」についての集中審議を行ったほか、7回の一般質疑を行うとともに、8名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

さらに、5月15日、5法律案審査のため、鳥取県に委員を派遣し、翌16日、行政改革をめぐる地域の実情を把握するため、国立大学法人鳥取大学本部及び乾燥地研究センター、ハローワーク鳥取及びとっとり若者仕事ぶらざを視察するとともに、5法律案について地方公聴会を開催し、4名の公述人から意見を聴取した。

委員会の質疑においては、行革推進法案の目的・理念とこれによる歳出削減の効果、具体的内容が先送りされている行革推進法案を提出した理由、新政策金融機関及び民営化後の商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方、特別会計等に係る事業仕分け、公務員の純減目標値の根拠とその妥当性、公立学校の教職員削減が少人数教育に与える影響、公益法人への天下りと随意契約発注等との関係及び実効を伴った天下り規制の必要性、公益法人改革における認定・監督に係る制度設計及び税制優遇の在り方、市場化テストの導入に際しての公務員の雇用確保等多岐にわたる議論が展開さ

れた。

5月25日、委員会において質疑を終局し、討論、採決の結果、5法律案はいずれも多数をもって可決した。なお、行革推進法案、公益法人改革3法案及び公共サービス改革法案にそれぞれ附帯決議が付された。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年4月19日(水)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成18年4月24日(月)(第2回)

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について中馬国務大臣から趣旨説明を、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大島敦君から説明を聴いた。

### ○平成18年4月26日(水)(第3回) — 総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について小泉内閣総理大臣、竹中総務大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、谷垣財務大臣、中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、麻生外務大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣、杉浦法務大臣、額賀防衛庁長官、与謝野内閣府特命担当大臣、山口内閣府副大臣、三浦農林水産副大臣、大塚会計検査院長、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君(自民)、川口順子君(自民)、藤野公孝君(自民)、松井孝治君(民主)、和田ひろ子君(民主)、主濱了君(民主)、山口那津

男君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）

○平成18年5月8日（月）（第4回）— 質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

以上5案について安倍内閣官房長官、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、中馬国務大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣、松田国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、小坂文部科学大臣、二階経済産業大臣、中川農林水産大臣、額賀防衛庁長官、麻生外務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、松井孝治君（民主）、鈴木寛君（民主）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月9日（火）（第5回）— 参考人に対する質疑 —

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

以上5案について参考人大阪市立大学大学院法学研究科教授稲継裕昭君、シンクタンク「構想日本」代表・慶應義塾大学総合政策学部教授加藤秀樹君、東京大学大学院助教授田中弥生君、暮らしと経済研究室主宰山家悠紀夫君、日本公認会計士協会理事樫谷隆夫君、地方自立政策研究所代表穂坂邦夫君、全国中小企業団体中央会会長佐伯昭雄君及び日本自治体労働組合総連合中央執行委員長駒場忠親君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- ・参考人（稲継裕昭君、加藤秀樹君、田中弥生君、山家悠紀夫君）に対する質疑

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、松井孝治君（民主）、山下栄一君（公明）、大門

- 実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国日）
- ・参考人（樫谷隆夫君、穂坂邦夫君、佐伯昭雄君、駒場忠親君）に対する質疑  
〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、澤雄二君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）
- また、5案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年5月11日（木）（第6回）— 質疑 —

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）
    - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
    - 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
    - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
    - 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
- 以上5案について安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、竹中総務大臣、中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、小坂文部科学大臣、小池内閣府特命担当大臣、山口内閣府副大臣、阪田内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、大久保勉君（民主）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）、秋元司君（自民）、山下栄一君（公明）

○平成18年5月12日（金）（第7回）— 質疑 —

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）
    - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
    - 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
    - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
    - 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
- 以上5案について中馬国務大臣、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、安倍内閣官房長官、二階経済産業大臣、山口内閣府副大臣、松村国土交通副大臣、馳文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕柳澤光美君（民主）、二之湯智君（自民）、北川イッセイ君（自民）、風間昶君（公明）

○平成18年5月17日（水）（第8回）— 質疑 —

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）

(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について二階経済産業大臣、中馬国務大臣、川崎厚生労働大臣、竹中総務大臣、小坂文部科学大臣、谷垣財務大臣、中川農林水産大臣、安倍内閣官房長官、山口内閣府副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 櫻井充君(民主)、水岡俊一君(民主)、内藤正光君(民主)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、荒井広幸君(国日)

○平成18年5月18日(木)(第9回) — 集中審議(行財政改革の核心) —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について小泉内閣総理大臣、川崎厚生労働大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、中川農林水産大臣、小坂文部科学大臣、額賀防衛庁長官、杉浦法務大臣、松経済産業副大臣、山崎総務副大臣、山口内閣府副大臣、松村国土交通副大臣、阪田内閣法制局長官、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 澤雄二君(公明)、山下栄一君(公明)、野村哲郎君(自民)、佐藤昭郎君(自民)、大塚耕平君(民主)、前川清成君(民主)、高嶋良充君(民主)、井上哲士君(共産)、福島みずほ君(社民)、荒井広幸君(国日)

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年5月22日(月)(第10回) — 質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
以上5案について川崎厚生労働大臣、谷垣財務大臣、竹中総務大臣、中馬国務大臣、小坂文部科学大臣、山口内閣府副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人及び参考人成田国際空港株式会社代表取締役社長黒野匡彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕尾立源幸君（民主）、藤原正司君（民主）、加藤敏幸君（民主）、神本美恵子君（民主）、吉川春子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、荒井広幸君（国日）

○平成18年5月23日（火）（第11回）— 質疑 —

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
以上5案について中馬国務大臣、川崎厚生労働大臣、谷垣財務大臣、竹中総務大臣、竹本財務副大臣、西野経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕南野知恵子君（自民）、藤本祐司君（民主）、小川敏夫君（民主）

○平成18年5月24日（水）（第12回）— 質疑 —

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
以上5案について谷垣財務大臣、中馬国務大臣、小坂文部科学大臣、杓掛内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、額賀防衛庁長官、竹中総務大臣、山口内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浜田昌良君（公明）、小川敏夫君（民主）、大塚耕平君（民主）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月25日(木)(第13回) — 締めくくり総括質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について小泉内閣総理大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、二階経済産業大臣、谷垣財務大臣、中川農林水産大臣、小坂文部科学大臣、杓掛国家公安委員会委員長、竹中国務大臣、川崎厚生労働大臣、猪口内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、松経済産業副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕保坂三蔵君(自民)、加治屋義人君(自民)、風間昶君(公明)、山本保君(公明)、直嶋正行君(民主)、岡崎トミ子君(民主)、若林秀樹君(民主)、大門実紀史君(共産)、福島みずほ君(社民)、荒井広幸君(国日)

(閣法第74号) 賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民、国日
(閣法第71号) 賛成会派	自民、民主、公明、国日
反対会派	共産、社民
(閣法第72号) 賛成会派	自民、民主、公明、国日
反対会派	共産、社民
(閣法第73号) 賛成会派	自民、民主、公明、国日
反対会派	共産、社民
(閣法第34号) 賛成会派	自民、民主、公明
反対会派	共産、社民、国日

なお、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)について、

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)について、

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
について、それぞれ附帯決議を行った。

○平成18年6月14日（水）（第14回）

○請願第186号外180件を審査した。

### （3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

#### 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）

##### 【要旨】

本法律案は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札等の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、基本理念

競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。この見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

##### 二、国の行政機関等の責務

国の行政機関等は、基本理念にのっとり、国の行政機関等の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札等又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定すること等により民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置し、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。

##### 三、地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札等を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定すること等により民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施

を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### 四、公共サービス改革基本方針

内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議するとともに、民間事業者・地方公共団体の意見を聴取して、①競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置についての計画、②競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画、③官民競争入札等の対象として選定した公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い講ずべき措置、④廃止の対象とする公共サービスの内容及びこれに伴い講ずべき措置等を内容とする「基本方針」の案を作成し、内閣府に設置される官民競争入札等監理委員会の議を経て、閣議の決定を求めるものとする。

#### 五、官民競争入札等の実施

国の行政機関等の長等は、対象公共サービスごとに官民競争入札等に係る実施要項を決定する。官民競争入札等に参加する場合、民間事業者は、対象公共サービスの具体的な実施方法及び入札金額を記載した書類を国の行政機関等の長等に提出して申込みを行う。官民競争入札の場合は、国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの具体的な実施方法及びその実施に要する経費の金額を記載した書類を作成する。国の行政機関等の長等は、評価基準に従って、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の面で最も有利な書類を提出又は作成した者を当該対象公共サービスを実施する者として決定する。

#### 六、特定公共サービス

官民競争入札等の対象となる特定公共サービスとして、職業安定法、国民年金法及び戸籍法等の特例を定める。

#### 七、地方公共団体の行う官民競争入札等

地方公共団体の行う官民競争入札等について、国の行政機関等に準じた規定を設ける。

#### 八、施行期日

この法律は、公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、第3条（基本理念）に、競争の導入による公共サービスの改革は、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って」行う旨の文言を加える修正が行われた。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

一、官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合の公務員の処遇については、雇用の確保に配慮し、政府部内での配置転換と新規採用の抑制による対応を基本とすること。その際、公務員の不安やこれに伴う士気の低下を来さないよう、各大臣等任命権者が責任を持って円滑な配置転換に取り組むとともに、政府全体としての対応が必要な場合に

- は、今後設置が予定されている国家公務員雇用調整本部の活用を図ること。
- 二、官民競争入札等における落札事業者の希望と本人の同意を前提に公務員を退職し落札事業者の下で業務に従事することとなった者が、公務への復帰を希望する場合には、各大臣等任命権者は、その者の退職前の公務員としての勤務経験と落札事業者の下での勤務経験を勘案し、公務への復帰希望について十分に配慮すること。
- 三、本法の施行に当たっては、競争の導入による公共サービス改革によって公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図るという理念と趣旨にかんがみ、総合評価方式の積極的な採用等によって、公共サービスの質の維持・向上の実現を図ること。
- 四、国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を、文化芸術や科学技術の振興については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることをそれぞれ踏まえ、各業務の特性に配慮し、本法に規定する手続に従いつつ、慎重かつ適切に対応すること。
- 五、官民競争入札等監理委員会は、公共サービスについての国民の意見を反映できる幅広い関係者によって構成することとし、委員の人選に当たっては、委員会の公平性、中立性を確保できるよう十分配慮するとともに、積極的・能動的な運営を行うこと。
- また、専門性に富んだ多様な人材を確保して、事務局体制を充実・強化すること。
- 六、本法の対象となる公共サービスを選定する仕分け作業において、官民競争入札等監理委員会による十分なチェックが行われるような制度運用を行うこと。
- 七、本法第34条に規定する地方公共団体の窓口業務を民間事業者が行うに当たっては、当該業務が住民の個人情報を取り扱う業務であることに十分留意し、個人情報の保護等に万全を期すこと。また、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置について、事業開始後も指導・監督を行うこと。
- 右決議する。

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）

### 【要旨】

本法律案は、剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、設立の登記をすることにより法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人の制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、趣旨

一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

#### 二、一般社団法人

##### 1 設立

一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（設立時社員）が共同して定款を作成しなければならず、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生

しない。一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

## 2 機関

社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人に関する一切の事項（理事会を設置する一般社団法人にあつては、定款で定めた事項）について決議をすることができる。一般社団法人には、1人又は2人以上の理事を必置とする。

## 3 基金

一般社団法人は、定款で定めるところにより、基金制度を採用することができる。

## 4 解散

一般社団法人は、法定の解散事由で解散するほか、休眠法人については所定の手続を経て解散したものとみなす。

# 三、一般財団法人

## 1 設立

一般財団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、かつ、300万円以上の財産を拠出しなければならず、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

## 2 機関

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を必置とし、大規模一般財団法人（負債額200億円以上の法人）には会計監査人の設置を義務付ける。

## 3 定款の変更等

設立者が定めた目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、その変更に関する規定を設立者が定款に定めていない限り、変更できない。なお、目的等の定めを変更しなければ法人の運営の継続が不可能又は著しく困難となる場合には、裁判所の許可に基づき定款の変更ができる。

## 4 解散

一般財団法人は、2期連続して純資産額が300万円未満となった場合などの法定の解散事由で解散するほか、休眠法人については所定の手続を経て解散したものとみなす。

# 四、清算

一般社団法人及び一般財団法人が解散する場合についての、清算手続を定める。

# 五、合併

一般社団法人及び一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との合併を認める。

# 六、雑則

一般社団法人及び一般財団法人について、裁判所による解散命令の制度を設けるほか、一般社団法人又は一般財団法人の組織に関する訴え、一般社団法人における役員等の責任追及の訴え等について定め、非訟、登記及び公告に関する所要の規定を整備する。

## 七、施行期日等

- 1 この法律は、公布日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大することを踏まえ、政府は、公益法人制度改革関連3法の施行に当たっては、その健全な発展を促進するという今回の改革の趣旨を十分踏まえるとともに、次の事項に留意し、適切な措置を講ずること。

- 一、本法の立法趣旨や新制度の内容について、公益法人の関係者等を中心に周知徹底するため、必要な措置を講ずること。
- 二、公益認定等委員会に関しては、中立性・独立性に配慮するとともに、専門的知見に基づく判断を可能とするよう、その構成等に万全を期すること。また、事務局については、委員会を適切に補佐し、認定の審査及び事後の監督に遺漏なきよう、その体制の整備に努め、事務局長等の人事については委員会と相談して対応すること。主務官庁による許可主義を廃止した今回の制度改革の趣旨にかんがみ、公益認定におけるその影響力の排除に留意すること。
- 三、公益認定の制度を統一的で透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行い、全国を通じて適切な公益認定が行われるようにすること。なお、現行の公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際しては、これまでの活動実績を適切に評価するなどの配慮を行うこと。
- 四、制度の運用に当たっては、積極的な情報公開による法人の自己規律の向上の意義を踏まえるとともに、公益社団法人の社員名簿の閲覧等については、個人情報の保護が十分になされるような運用を行うこと。
- 五、本法に基づく政令及び府省令については、本委員会における審議を踏まえ、また、公益法人等の関係者を含め広く国民から意見を聴取して、立法趣旨に適合するよう適切に制定すること。
- 六、新制度の施行に伴う税制については、現行の公益法人が新制度に移行するに際して、十分な時間的余裕をもって判断できるよう、早急に検討を行い、施行までに必要な措置を講ずること。

その際、一般社団法人及び一般財団法人に対する法人所得課税の在り方に関しては、共益的性格の法人の会費の扱いなど、当該制度に包含される法人の多様性に配慮した適切な税制の導入を検討すること。また、公益社団法人及び公益財団法人に対する法人所

得課税及び寄附金に係る税制に関しては、適正な規律の下、民間の担う公益活動の促進及び寄附文化の醸成を図る観点から、適切な税制上の措置を講ずること。

七、新制度への移行に際して混乱を生じないように配慮しつつ、本法の施行の状況に変化が生じたときは、広く国民の意見を聴き、直ちに見直しを行うこと。

右決議する。

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）

### 【要旨】

本法律案は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、目的

公益目的事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益目的事業の適正な実施の確保のための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

#### 二、公益目的事業

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関するこの法律の別表に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

#### 三、公益法人の認定

##### 1 認定主体

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人、2以上の都道府県の区域内で公益目的事業を行う法人、又は国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であつて政令で定めるものを行う法人の公益認定は内閣総理大臣が、それ以外の法人の公益認定はその事務所が所在する都道府県知事がそれぞれ行う。

##### 2 認定基準

内閣総理大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）は、公益認定の申請を行った一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、公益認定をするものとする。

- ①法人の目的及び事業について、公益目的事業を主たる目的とすること、必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと等
- ②法人の財務について、公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること等
- ③法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体（公益法人等を除く。）の

関係者が理事又は監事の3分の1を超えないこと、役員等への報酬が不当に高額なものとならないこと等

- ④法人の保有する財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと、認定取消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること等

### 3 欠格事由

公益認定を取り消されてから5年を経過しない法人、国税等の滞納処分が終了してから3年を経過しない法人、暴力団員等が事業活動を支配している法人等は公益認定を受けられない。

## 四、公益法人の事業活動等

公益法人には、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと、公益目的事業比率が100分の50以上となること、遊休財産の額が一定額を超えないこと等が義務付けられる。また、公益法人は、収益事業等の区分経理、役員等への報酬等の支給基準の公表、財産目録等の備置き・閲覧、行政庁への提出等の義務を負う。

## 五、公益法人の監督

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対して報告を求め、相当の理由のある場合は勧告を行い、法定の事由に該当する場合は公益認定を取り消す。

## 六、公益認定等委員会等

内閣府に有識者7人からなる合議制の公益認定等委員会を置く。内閣総理大臣は、両議院の同意を得て委員を任命し、公益認定の申請に対する処分等に際しては、原則として公益認定等委員会に諮問しなければならない。また、都道府県に公益認定に係る合議制の機関を置く。

## 七、税制上の措置

公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。

## 八、施行期日等

- 1 この法律は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日から施行する。公益認定等委員会の設置等は、公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律と同様の見直し規定を置く。

### 【附帯決議】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）

### 【要旨】

本法律案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、中間法人法の廃止

中間法人法を廃止する。

#### 二、民法の改正

民法第1編第3章中の公益法人の設立等に係る規定を削る。

#### 三、既存の公益法人についての経過措置

##### 1 社団法人、財団法人等の存続等

民法の規定による社団法人若しくは財団法人又は民法施行法の規定による社団法人若しくは財団法人であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続する。存続する一般社団法人又は一般財団法人であって、公益法人への移行の登記又は通常的一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の登記をしていないものは、「特例社団法人」又は「特例財団法人」といい、「特例民法法人」と総称する。特例民法法人の業務の監督は旧主務官庁が行う。

##### 2 公益社団法人又は公益財団法人への移行

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）に規定する公益目的事業を行う特例民法法人は、施行日から起算して五年を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、行政庁の認定を受けて登記をすることで、公益法人となることができる。その移行については、公益法人認定法における認定と同様の手続を行う。

行政庁は、特例民法法人から公益法人への移行の申請書が提出された場合、移行の認定をした場合又はしない場合は、旧主務官庁に通知しなければならない。

##### 3 一般社団法人又は一般財団法人への移行

特例民法法人は、移行期間内に、行政庁の認可を受けて登記をすることで一般社団法人又は一般財団法人となることができる。認可においては、当該特例民法法人は、一定の場合には、民法上の公益法人として形成した公益目的財産額に相当する金額を公益のために支出する「公益目的支出計画」を作成し、これが適正であり、かつ、確実に実施されるものと認められなければならない。

##### 4 移行期間の満了による解散等

移行期間内に2の認定又は3の認可を受けなかった特例民法法人は、移行期間中に

認定又は認可の申請をし移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときを除き、移行期間の満了の日に解散したものとみなす。

#### 四、関係法律の規定の整備

民法のほか、関係法律について所要の改正を行う。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き一般社団・財団法人法の施行日から施行する。

### 【附帯決議】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案 （閣法第74号）

### 【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、基本理念

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠であることにかんがみ、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

#### 二、国等の責務

国及び地方公共団体は、三から八に定める重点分野について、基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。

#### 三、政策金融改革

政策金融改革は、平成20年度において、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫の組織及び機能を再編成し、政策金融の機能を一定のものに限定して、新たに設立する一の新政策金融機関に担わせること等により行われる。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能は分離して独

立行政法人国際協力機構に担わせ、沖縄振興開発金融公庫については、平成24年度以降、新政策金融機関に統合する。また、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行については完全民営化するものとし、公営企業金融公庫は、平成20年度において廃止するものとする。

#### 四、独立行政法人の見直し

平成18年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人の検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

#### 五、特別会計改革

特別会計の改革は、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減等により財政の健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とし、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図ること等により、平成18年度から5年間を目途に計画的に推進し、そのための法制上の措置その他の必要な措置をこの法律の施行後1年以内を目途として講じるものとする。

#### 六、総人件費改革

総人件費改革は、国家公務員の平成22年度の年度末総数を平成17年度の年度末総数の100分の5に相当する数以上純減することを目標として必要な施策を講ずる等、公務員の総数の純減及び給与制度の見直しを行い、独立行政法人等についても同様の措置を講ずることにより、人件費の総額の削減を図ることで行われるものとする。総人件費改革を推進するに当たっては、平成27年度以降の各年度における国家公務員の人件費の総額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成17年度における当該割合の2分の1にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意するものとする。

#### 七、国の資産及び債務に関する改革

国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、歳出削減を徹底するほか、国有財産の売却、剰余金等の見直し等の措置を講ずることにより、国の資産（外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び公共用財産等の資産を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。

#### 八、関連諸制度の改革との連携

政府は、行政改革の実現のために、公務員制度改革、規制改革、競争の導入による公共サービスの改革、公益法人制度改革及び政策評価の推進の関連諸制度改革についても連携して取り組むものとする。

#### 九、行政改革推進本部

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部（設置期間は5年間）を置く。本部長は内閣総理大臣をもって充てる。

#### 十、施行期日

この法律は、公布日から施行する。ただし、行政改革推進本部に係る規定は、公布日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

- 一、行政改革において事務・事業の仕分け、その見直しを行うについては、国民生活の安心と安全を確保するという政治と行政の基本的責務にかんがみ、事務・事業の廃止、地方又は民間への移管を行うに当たっては、検討のプロセス及び結果を開示すること。
- 二、政府は、総人件費改革の一環としての行政機関の定員の純減に当たって、政府全体としての配置転換、採用抑制等により、職員の雇用の確保に万全を期するとともに、配置転換、研修の実施等取組の具体化に当たっては、関係する職員団体等の意見を十分に聞き理解を求めるよう努めること。
- 三、新政策金融機関の組織設計・運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者向けの融資の政策目的の差異や業務の態様の違いを踏まえ、それぞれの資金需要に質量ともに的確に応える組織とするとともに、専門的能力を有する職員を窓口配置するなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。
- 四、新政策金融機関において、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、信用の維持と業務の積極的展開が可能となるよう体制を整備すること。
- 五、商工組合中央金庫の完全民営化に当たっては、政府出資の相当の部分の準備金化等による強固な財政基盤及び当分の間の金融債発行の継続等による円滑な資金調達の基盤を確立し、完全民営化後も中小企業者の資金調達に支障が生じることのないよう制度的に措置すること。
- 六、日本政策投資銀行について、完全民営化後も地域再生等の分野で出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その信用力を維持し、安定性のある株主構成とすること等によりその信頼性等を活かし、企業価値を最大化するよう、財政基盤や円滑かつ多様な資金調達基盤の確立等を含め、所要の制度的措置等を講ずること。
- 七、内外の金融秩序の混乱、大規模な災害等に対処するために必要な金融については、新政策金融機関の機動的な対応を可能とするとともに、完全民営化後の機関も引き続き積極的な役割を担えるよう制度上明確にし、万全を期すこと。
- 八、特別会計改革に当たっては、その歳入、歳出及び資金の状況が予算書上明確になるようにし、もって国民に対する説明責任を十分に果たせるようにすること。
- 九、公立学校の教職員の純減においては、少人数教育実現に向けたこれまでの努力を踏まえ、教育水準の維持向上がなされるよう適切な措置を採ること。
- 十、一連の行政改革の実効性を確保するためには、公務員制度の改革が不可欠であることにかんがみ、政府は、国民の意見やILO勧告等を踏まえ、これからの公務と公務を担う公務員の範囲・在り方についての総合的な検討を踏まえて労働基本権の在り方につい

て関係者との意見交換を行うとともに、幹部公務員の育成の在り方を含め、能力・実績主義の人事管理の徹底を図り、併せて再就職管理の適正化を図ること。

十一、公益法人の理事について所管する官庁の出身者が占める割合は理事現在数の3分の1以下とするとする閣議決定を厳格に遵守し、適切な公務員の退職管理を行うこと。  
右決議する。